

国民年金のお知らせ

ハイサイ市民課
国民年金グループ
TEL861-6901
FAX862-4564

学生のみなさんへ!

4月1日(金)から



平成28年度分 学生納付特例制度の受付が始まります

学生納付特例制度 申請・継続手続きのお知らせ

経済的な理由により国民年金保険料の納付ができない学生を対象として、保険料の納付を10年間猶予する「学生納付特例制度」があります。この制度を申請して承認されると、保険料の納付をしなくても万が一の事故や病気で障害になったときの「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」にも対応します。(その他の要件で給付できない場合もあります。)そのためにも早めに申請することが重要になります。手続きは次のとおりです。準備ができたなら早めに申請してください。

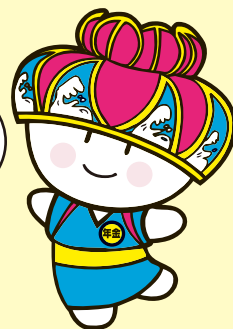
学生納付特例制度と老齢基礎年金の関係について、くわしくは4ページの『保険料が納められないときは……免除制度を利用しましょう』の欄をご覧ください。

受付場所 那覇市役所 ハイサイ市民課 国民年金窓口(本庁舎1階11番)
受付開始 平成28年4月1日(金)から(ただし土日祝日を除く)

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

混雑が予想されますので、なるべく午後4時45分までにお越しください。

申請はお早めに!



手続きに必要なものは?

- 学生証(有効期限内のもの)または在学証明書(平成28年4月1日以降発行のもの)
- 基礎年金番号がわかるもの(年金手帳・納付書等)
- 印鑑(認め印可※シャチハタ不可)
- 大学・短期大学・高等学校・専門学校以外の各種学校の場合に、修業年限が1年以上である証明書が必要になることがあります。

※申請内容によっては上記書類以外にも書類を提出していただく場合があります。

所得のある学生で、次の条件に該当する場合

- 平成26年12月31日から申請日までの間に仕事をやめた方
離職票または雇用保険受給資格者証があればご用意ください。
- ※申請に必要なものがそろえば、代理の方でも申請できます。(本人直筆の委任状が必要ですが、同一世帯者の申請に関しては必要ありません。)
- ※申請に関して不明な点は、国民年金グループへお問い合わせください。

日本年金機構から学生納付特例継続通知のハガキが送られてきた人は

送られてきたハガキに必要事項を記入のうえ、返送してください。

(ハガキを返送すれば、手続きしたことになります、再度市町村窓口で申請する必要はありません。)

学校を卒業した人は

学校を卒業したら、満額の老齢基礎年金を受けるためにも、保険料をさかのぼって納めること(追納)をおすすめします。学生納付特例申請が承認され、納付を猶予された期間の保険料は10年以内であれば追納することができます。ただし、追納する保険料の額は、3年目以降に追納する場合は経過した年数に応じた加算額が上乗せされます。もしも卒業後、保険料の納付が困難な場合は、申請免除・若年者納付猶予などの制度がありますので、ぜひ免除・猶予制度をご利用ください。

国民年金保険料の追納、納付、学生納付特例の継続通知などについてのお問い合わせは

那覇年金事務所 ☎855-1111 へお願いします。

※「国民年金のお知らせ」は、年金制度を広く、わかりやすくお知らせすることを目的としています。くわしくは国民年金グループまでお問い合わせください。

納付と免除と未納 年金を受け取る時にはこんなに違う！

※平成28年度の年金額は、端数処理が変更になったため、平成28年4月分の改定から、月額で数円の増減が生じます。(平成28年6月振込分から)

1. 老後のそなえ 老齢基礎年金

老齢基礎年金は原則として65歳から受給する年金です。老齢基礎年金を受けるには基本的に20歳から60歳になるまでの40年間に25年以上の受給資格期間が必要です。

納付や免除、納付猶予、学生納付特例を受けた期間は、この25年の受給資格期間として計算されます。

平成28年度 老齢基礎年金の額 **78万100円** (40年間全部納付した満額)

保険料未納や免除の期間がある場合は、次の式で計算します。(平成21年3月までの計算式)

$$780,100円 \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \text{全額免除月数} \times \frac{1}{3} + \frac{4\text{分の}3}{\text{免除月数}} \times \frac{1}{2} + \text{半額免除月数} \times \frac{2}{3} + \frac{4\text{分の}1}{\text{免除月数}} \times \frac{5}{6}}{\text{加入可能年数}(40年) \times 12ヶ月}$$

保険料未納や免除の期間がある場合は、次の式で計算します。(平成21年4月からの計算式)

$$780,100円 \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \text{全額免除月数} \times \frac{1}{2} + \frac{4\text{分の}3}{\text{免除月数}} \times \frac{5}{8} + \text{半額免除月数} \times \frac{3}{4} + \frac{4\text{分の}1}{\text{免除月数}} \times \frac{7}{8}}{\text{加入可能年数}(40年) \times 12ヶ月}$$



ご注意!! 一部免除期間については、免除の対象ではない残りの保険料を納付しないと、免除期間ではなく、未納期間となります。

それぞれの場合の年金額 (免除は全額免除で、平成21年3月までの計算式で計算しています。)

Aさんの場合	納付40年	納付期間40年で年金額は満額の 780,100円
Bさんの場合	納付20年 免除15年 未納5年	納付期間20年、免除期間15年で年金額は 487,563円
Cさんの場合	免除25年 未納15年	免除期間のみ25年で年金額は 162,521円
Dさんの場合	納付18年 (7年) 未納22年	納付期間18年で、受給資格期間の25年に7年足りないので 年金額はなし 。 (但し、70歳までの間に任意加入し、25年に足りない7年間を納付して、納付期間が25年に達したときから年金額を受け取ることができます)

2. もしものときの 障害基礎年金と遺族基礎年金

(1) 障害基礎年金

国民年金加入中(または60歳以上65歳未満で国内に住所のある方、または20歳になる前)に初診日のある病気やけがによって、国民年金法の障害等級の1級・2級に該当した場合に受給する年金で、年金額(平成28年度)は1級障害975,125円、2級障害780,100円です。(受給者によって生計を維持されている子がいれば、子の加算があります。)

※子とは18歳になる年度の末日までの子か、20歳未満で1級、2級の障害のある子のことです。

(2) 遺族基礎年金

国民年金加入中の方(または60歳以上65歳未満で国内に住所のある方、または老齢基礎年金の受給権や受給資格のある方)が亡くなったときに、その方に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が受給する年金で、年金額(平成28年度)は子のある配偶者は1,004,600円、子のみは780,100円です。(子が2人以上いれば、さらに加算があります。)

※子とは18歳になる年度の末日までの子か、20歳未満で1級、2級の障害のある子のことです。

障害基礎年金と遺族基礎年金の受給には、上記の要件の他に、次の「納付要件」を満たすことが必要です。

納付要件 次の①または②のどちらかひとつを満たしていることが必要です。

- ①障害年金の場合は初診日の前日、遺族年金の場合は亡くなった日の前日において初診日または亡くなった日の属する月の前々月までの加入期間のうち、保険料を3分の2以上納めていること。
- ②初診日または亡くなった日の前日において、初診日または亡くなった日の属する月の前々月までの直前の1年間に保険料の未納がないこと。

※保険料について納付、免除、学生納付特例、若年者納付猶予を申請して承認されていれば、上記の①、②の「保険料を納めている」や「未納がない」に該当することになります。

※障害基礎年金の場合で20歳前に初診日がある方、または遺族基礎年金の場合で老齢基礎年金の受給権や受給の資格のある方は、上記の納付要件は不要です。



「納付要件」を満たさないと、いざというときの年金が受け取れなくなるのね。気をつけなくては。

「もしも」が起こってから備えても間に合いません。

障害基礎年金の納付要件は初診日(障害の原因となった病気やけがで初めて医師の診療を受けた日)の前日の時点で、遺族基礎年金の場合は亡くなった日の前日の時点で、それぞれ納付要件を満たしていなければなりません。

たとえば、納付や免除等が無く、ずっと未納の方が、交通事故で障害の状態になった場合、事故が起こって後に、未納の分をさかのぼって納付しても、納付要件は満たされず、障害基礎年金は受けられません。なぜなら、納付要件の判定は、事故が起こって病院に行った日の前日の時点で納付状況について、行われるからです。

ですから、「もしも」が起こる前に、日頃から保険料の未納がないよう心がけておく必要があります。



～くわしいお問い合わせは～

那覇市 ハイサイ市民課 国民年金グループ(本庁舎1階11番窓口)へ ☎861-6901

年金を増やして、多くもらうために

年金をより多くもらう方法として、次の4つの制度があります。それぞれ申し込みの手続きが必要です。

1. 付加年金 少しの付加でお得な上乘せ！

第1号被保険者(及び任意加入者)の方は、毎月の保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると、**200円×付加保険料納付月数**で、計算された金額が生涯老齢基礎年金に加算されます。
 例えば 40年納付した場合の支払額 400円×40年(480月) = 192,000円
 1年間に上乘せされる支給額 200円×40年(480月) = 96,000円 → 2年間で**192,000円**

※2年間受給すると、支払った保険料と同額を受給することになるため、大変お得です。

- 定額保険料を納めた月分のみ付加保険料を納めることができます。(付加保険料だけの納付はできません。)
- 第2号・第3号被保険者、国民年金基金加入中の方は、ご利用できません。
- 付加保険料の納付は、申し込んだ月分からになります。(※なお、さかのぼって申し込むことはできません。)

老後のために
考えてみても
いいかもね



2. 高齡任意加入 満額に近づけるために！

2ページのBさん、Cさんのように、未納や免除期間がある方は、満額の年金をもらうことはできません。そこで、60歳から65歳までの間任意加入して納付することで、年金額を満額または満額に近づけることができます。

- 1年でも2年でも自由に加入でき、やめることができます。
- すでに老齢基礎年金を受けている方は、任意加入はできません。

3. 特例任意加入 年金がもらえるようになるために！

2ページのDさんのように、老齢基礎年金の受給資格期間(原則25年)が足りないために、年金がもらえない場合は、70歳になるまでの間に受給資格期間を満たすことができるまで加入して保険料を納め、老齢基礎年金を受け取ることができる特例任意加入制度があります。

4. 国民年金基金 よりゆとりある老後のために！

国民年金の第1号被保険者が、よりゆとりある老後を過ごすことができるように、老齢基礎年金に上乘せする公的な年金です。毎月の掛金は全額社会保険料控除されます。

お問い合わせ・お申し込みは 沖縄県国民年金基金へ(ホームページがあります)

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116番地37 (自治会館3階) フリーダイヤル 0120-65-4192
 ホームページ <http://www.okinawa-kikin.or.jp/>

国民年金の加入者は次のように分けられます。

第1号被保険者

農林漁業従事者・自営業者・自由業者・無職の人及びその配偶者、学生など(20歳以上60歳未満の人)

第2号被保険者

厚生年金や共済組合の被保険者(届け出をしなくても国民年金に加入したことになります)

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者。ただし、届け出が必要です。(20歳以上60歳未満の人)

任意加入者

● 日本国内に住所のある60歳以上70歳未満の人 ● 海外に在住している20歳以上70歳未満の日本人など

平成27年10月1日から、障害年金の初診日を確認する方法が広がりました

平成27年10月1日から、省令の改正により、初診日を証明する書類が添付できない場合であっても、初診日を合理的に推定できるような一定の書類により、本人が申立てた日を初診日と認めることができるようになりました。

改正前

「初診日を明らかにすることができる書類」が必要⇒診断書等の医療機関による証明などを求めています

改正後

初診日を証明する書類がないときは、「初診日を証明するのに参考となる書類」を添付⇒下記の場合には、審査の上、本人の申し立てた初診日が認められます。
 初診日について第三者(隣人・友人・民生委員など)が証明する書類が複数あり、他にも参考資料が提出された場合。
 ※民法上の三親等以内の親族による第三者証明は認められない。
 (参考資料: 診察券・入院記録など)

【詳しいお問い合わせ先】

那覇年金事務所 お客様相談室 ☎855-1111

※20歳前に初診日がある障害基礎年金については、これまでも第三者の証明による初診日の確認が認められています。

平成28年度 国民年金保険料は

月額 16,260 円 (年間 195,120 円) です。

国民年金保険料は自営業者や学生などの第1号被保険者が納める保険料で、年齢・所得・性別に関係なく一律です。
国民年金保険料は、日本年金機構から送付される納付書で、各金融機関、郵便局、ファミリーマート、ローソン、ココストアの窓口で納められます。また、口座振替納付やクレジットカード納付・電子納付(インターネットバンキングなど)もできます。

前納や口座振替にすると保険料は安くなります!

1.現金で1年分を前納 (まとめて前払い) ⇒ **年額「3,460円」割引!!**

2.口座振替で早割(当月末振替) ⇒ **月額「50円」の割引!!**



注意: 口座振替での平成28年度分1年前納(4~9月分の6ヶ月前納も含む)の申込みは2月末日で受付を終了しています。

※上記以外にも、半年間の前納や割引額が最大となる2年前納(平成26年4月より開始)など、他の前納の方法があります。国民年金保険料の納付について、くわしくは年金事務所へお問い合わせください。

那覇年金事務所 ☎855-1111

ご注意! 少しの期間の未納でも、受け取る年金額が少なくなります。

6ヶ月未納の場合	→	年額で	約1万円
1年間の未納の場合	→	年額で	約2万円
2年間の未納の場合	→	年額で	約4万円

生涯、受け取る年金額が少なくなります。

保険料が納められないときは……免除制度を利用しましょう

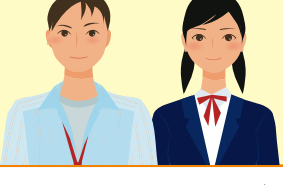
経済的な理由で保険料納付が困難な人
免除制度(全額・一部)



収入の少ない若い人(30歳未満)
若年者納付猶予制度



経済的な理由で保険料納付が困難な学生
学生納付特例制度



申請して承認されると

- ①免除を受けた期間は、免除の種類に応じて、一定の割合で、受け取る年金額(老齢基礎年金)に反映されます。(2ページの年金額算定式を参照)
- ②若年者納付猶予・学生納付特例を受けた期間は、受け取る年金額(老齢基礎年金)に反映されません。
- ③**免除・若年者納付猶予・学生納付特例を受けた期間は老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるために必要な期間に算入されます。**
(2ページ、「もしものときの障害基礎年金と遺族基礎年金」の「納付要件」の欄参照)

※免除・若年者納付猶予・学生納付特例を受けた期間については、10年以内であれば後から保険料を納めること(追納)も出来ます。免除などを受けた年度から起算して3年目以降に保険料を追納する場合には、経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

特別障害給付金制度について

- 1 対象者 ○平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生
○昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金・共済組合等の加入者)の配偶者
であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1,2級相当の障害に該当する方で、障害基礎年金等を受けていない方
- 2 支給額 1級 月額51,450円 2級 月額41,160円(平成28年度)
- 3 窓口 請求手続きは那覇市ハイサイ市民課国民年金グループ TEL.861-6901 FAX.862-4564

